

社会保険／労働保険

安心してお仕事をしていただくための、社会保険・雇用保険を完備しており
就業条件が加入要件を満たす方へ、社会保険・雇用保険の加入手続きを行なっ
ております。

社会保険制度／労働保険制度

保険の種類	制度の概要	加入基準
労災保険	業務上の原因により被った病気や怪我などに対して、治療費の給付や休業補償の給付を行うもので、身体に障害が残ったり、死亡した場合には、年金や一時金を支給。	派遣元事業場で全面適用
雇用保険	労働者が失業したときに、給付金を支給して労働者の生活の安定を図るもの。失業した場合の求職者給付のほか、教育訓練給付や育児休業給付、介護休業給付、雇用継続給付などがある。	①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること
健康保険 (被用者保険)	病気やけがに備えて収入に応じた保険料を徴収して、医療を受けたときに保険から病院などの医療機関に医療費を払う制度。	①雇用契約期間が2か月を超えること ②1日又は1週間の所定労働時間及び
厚生年金保険	老年になり働けなくなったり、病気や怪我で障害が残ったり、亡くなったりした場合に、年金や一時金を支給し、働く本人や家族の生活の安定を図る制度。	1か月の所定労働日数が雇用される事業所の正社員の3/4以上であること